

問題提起

「逮捕されない範囲」に限定される日本の市民運動

豊島 耕一（元佐賀大学・理工学部）

二〇一五年夏に京都で開かれた、宇宙軍拡に反対する国際会議に参加したときのこと、たしかドイツの若い参加者だったと思うが、「日本の市民運動はなぜ逮捕を戦術に使わないのか」ということを聞かれた。抗議行動などで逮捕されればメディアが取り上げる可能性が高くなり、その運動自体が、そしてそれが問題になっている社会のアジェンダが広く知られる可能性が開けるという意味だ。これに対して私は、日本では逮捕されると長期間留置され（最長で23日間も留置できるようだ）、実質的な禁固刑で、リスクが大きすぎるという事情を説明した。

NHKEテレの「100分の名著」で紹介されて広く知られるようになったジーン・シャープの「非暴力行動の198の方法」（左下）の195番目に「拘束を求める」というのがある（原文では「Seeking imprisonment」、つまり「投獄」や「arrest」、ひなご）。本の中



でその意味についての説明はないが、おそらく上で書いたような効果も狙ってのことだろう。しかし日本の市民運動ではこのような「直接行動」は、沖縄を除くとほとんど行われない。むしろ市民運動圏では逮捕は避けるべきもの、「逮捕される」イコール「運動に迷惑をかける」ことだととらえがちな感覚がある。もちろん不用意に逮捕されるようなことは避けるべきだが、運動の必要性から避けられない逮捕もある。

私は現在3人のチームで、英国の平和運動家の本の翻訳出版を進めているが「注1」、その資金捻出活動としてクラウドファンディングを実施している。それを盛り上げるためにズームで「セミナー」をこれまでに三度実施しているが、そこに著者本人・アンジー・ゼルターさんを招いてスピーチしてもらった。その三回目テーマにしたのが、まさにこの市民運動における逮捕の問題であった。この時のアンジーさんのスピーチの内容の一部を紹介する。（スピーチは翻訳つきで動画で公開「注2」）

英国では数千人以上の人々が抗議行動中に逮捕され、有罪となっている。例えばファスレーンのような核兵器基地や、イスラエルのエルビット社のような兵器製造会社の閉鎖をしたり、気候危機のデモで化石燃料の使用中止を求めて、公道をゆっくりと歩いたりすると、重い罰金刑か禁固刑を課せられる。家庭や職場の事情で逮捕のリスクを負うことができない人が大半だが、そのような人たちは裏方で支援したり、罰金支払いのために寄付を募ったり、マスコミへの対応、服役中の活動家の支援をする。逮捕覚悟の活動家一人につきおおよそ5、6人の支援者がいる。……おそらく日本と同様、逮捕を怖がる人は多いが、十分に準備し、友人や家族、運動グループが支えるなら、思っていたほど悪くなく、むしろ恐怖と対峙してより強い人間になることで自分自身が解放され、満足感が得られる。



アンジー・ゼルターさん

直接行動については、純粹に法律的な観点からもそれが正当化されるケースもある。現行犯など目の前の違法行為に対しては、その緊急性などに応じて、市民はそれを止めるべく、「私人による法の執行」が必要な場合がある。分かりやすい例では、電車内などで痴漢行為を発見したら、犯人を逮捕し、必要があれば監禁しなければならない（私人による現行犯逮捕）。痴漢行為や窃盗のような市井の犯罪だけでなく、公務員

など権力側の人間による違法行為であっても同じだ。現在、佐賀空港の滑走路横では、オスプレイ導入のための自衛隊基地の建設が進められているが、この工事は地権者全員の同意なしに行われており違法なものだ（複数の地権者が訴訟を起こしている〔注3〕）。それだけでなく、一九九〇年、空港建設の際に県が予定地周辺の8漁協と締結した際の付属資料にある「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」との約束にも反する〔注4〕。さらに言えば、軍事基地の建設は明白な憲法9条違反であり、この最上位の法を守るために不可欠であれば、あえて下位の法を破らなければならぬ。

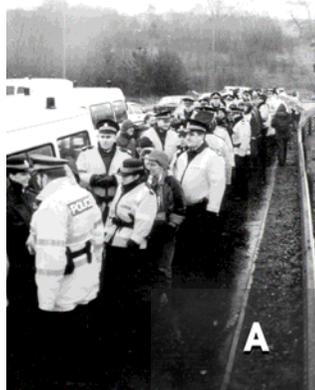
このような政府と行政による違法行為、それを現場で実行する業者に対しては、まさしく「私人による法の執行」が求められるケースであろう。その目的でダンプなどの通行を阻止しようとすれば、目で見て分かる「違法行為」は道交法違反なので、警察官としてはそちらの方を取り締まらざるを得ず、最終的に「逮捕」の手段を取ることもあり得る。先に書いたような、行政側の違法行為を直ちに認識できるわけではないからである（メディアなどでそのことが大きく取り上げられ、多くの人に共有された知識となっていない限り）。つまり、このような市民運動の場で起きる「逮捕」は、警察官と市民との意見の違いによるものである。最終的には司法の場

で決着させることになる。

このように、個人の権利を、そして上位の法を守る行動を取るときには逮捕のリスクが伴う。英国の市民運動

圏ではこのように逮捕が積極的に理解されている。日本での一般的な受け止め方と対比するため、アンジーさんが書いた核廃絶運動のハンドブック「注4」にある写真（A）、英国での基地封鎖行動で逮捕された日本の被爆者の方から（私自身もその時逮捕、留置された）その翌年にもらった年賀状（B）、そして逮捕などの弾圧を受けた人のための日本の救援団体のハンドブック「救援ノート」の表紙（C）を

並べてみた。Aでは逮捕される市民と警察官とが、むしろ和やかにかつ整然と手続きを進めている。Bでは、日本人だが英国での経験をポジティブに捉えていることが伺える。これに対してCはいかにもネガティブだ。日本の運動圏の文化を



AやBのような感覚に変えて行くことが大事だろう。「留置場、みんなであれれば怖くない」を言葉として提案したい。運動に参加する国民が逮捕を恐れている限り、権力は国民を恐れない。逆に、国民が逮捕を恐れなくなれば権力は国民を恐れるだろう。



いよいよ二月中旬刊行！（「南方新社・刊」）

■本書の内容(目次より)

第一章	カメルーンから持続可能な暮らし方、そしてグリーンナムへ	第六章	法律に則った異議申し立て
第二章	グリーンナムを自宅へ、そして雪たまるま式市民不服従運動	第七章	国際連帯
第三章	祖国から海外へ、抵抗のネットワークを広げる	第八章	世界中で抵抗は続く
第四章	アクションの準備と支援	第九章	終わりになき闘争
第五章	誰でも使える国際法を目指す	第十章	警察、刑務所、温泉
		第十一章	みんなの地球、みんなの闘争
			学んだこと、伝えたいこと
			若い活動家の質問に答える

[注1] Angie Zelter, "Activism for Life", Laugh press, 2021. 邦題「非暴力直接行動が世界を変える」

[注2] https://youtu.be/J4q8m_50kqc
次に、それぞれの登壇者の部分にジャンプできる目次 があります。
<https://pegasus1.blog.ss-blog.jp/2023-12-08-1>

[注3] この訴訟を支援する市民の会のサイト。
<https://ospreysaiban-ss.jimdofree.com>

[注4] <https://pegasus1.blog.ss-blog.jp/2019-05-23>

[注5] 日本語版は次からダウンロードできます。
<http://ad9.org/pegasus/peace/tp2000/handbook/tdihb0.html>